

<修正箇所の新旧対照表>

修正 ページ	修正後	修正前	備考		
3	<p>札幌市まちづくり戦略ビジョン (平成26年策定)</p> <p>都市づくりに関する事項</p> <p>第2次札幌市都市計画マスタープラン 札幌市立地適正化計画</p> <p>他の分野別計画など ・都市再開発方針 ・総合交通計画 ・エネルギービジョン ・みどりの基本計画 ・第2次都心まちづくり計画 ・地域ごとのまちづくり計画 ・景観計画 ・その他の計画等</p> <p>土地利用計画制度の運用方針</p> <p>用途地域などの土地利用計画制度 その他の土地利用に関する諸制度等</p> <p>具体的施策</p>	<p>札幌市まちづくり戦略ビジョン (平成26年策定)</p> <p>都市づくりに関する事項</p> <p>第2次札幌市都市計画マスタープラン 札幌市立地適正化計画</p> <p>他の分野別計画など ・都市再開発方針 ・総合交通計画 ・エネルギービジョン ・みどりの基本計画 ・第2次都心まちづくり計画 ・地域ごとのまちづくり計画 ・景観計画 ・その他の計画等</p> <p>土地利用計画制度の運用方針</p> <p>用途地域などの土地利用計画制度 その他の土地利用に関する諸制度等</p> <p>具体的施策</p>	パブコム No.1	意見の概要 「他の分野別計画」とマスタープランや本方針との関係性が分かりづらい。	市の考え方 ご意見を踏まえ、3ページの図を修正しました。
9	<ul style="list-style-type: none"> 集合型居住誘導区域 持続可能な居住環境形成エリア ※他の区域と異なり、明確な範囲を指定するものではありません 都市機能誘導区域（都心） 都市機能誘導区域（地域交流拠点） 	<ul style="list-style-type: none"> 集合型居住誘導区域 持続可能な居住環境形成エリア 都市機能誘導区域（都心） 都市機能誘導区域（地域交流拠点） 	パブコム No.5	意見の概要 持続可能な居住環境形成エリアについて、立地適正化計画では「明確な範囲を指定するものではない」と記載されているが、本方針では明確な区域指定がなされたような印象を受ける。	市の考え方 立地適正化計画に記載のとおり、持続可能な居住環境形成エリアは明確な範囲を指定するものではなく、本方針においてもその位置付けは変わりません。 ご意見を踏まえ、9ページに注釈を追加しました。
10	<p>⑤都市の魅力・活力の向上を支える視点</p> <p>多くの人が集まる拠点などにおいて、<u>地域特性に応じた様々な機能の集積により多様な交流を生み出すとともに、省エネビルへの建替えやエネルギーネットワークの拡充などにより低炭素化を推進し、都市の魅力と活力を高めます。</u></p>	<p>⑤都市の低炭素化と魅力・活力の向上を支える視点</p> <p>多くの人が集まる拠点などにおいて、<u>低炭素型の建替え等を推進するとともに、地域特性に応じた様々な機能の集積により多様な交流を生み出し、都市の魅力と活力を高めます。</u></p>	第97回 都計審		
13	<p>また、複合型高度利用市街地においては、今後、人口分布の偏在が進み、一部の地域では、地下鉄沿線でありながら人口減少が予測され、これらの地域における将来的な都市機能の低下が懸念されます。</p>	<p>また、複合型高度利用市街地においては、今後、中央区周辺への一極集中による人口分布の偏在が進むことにより、地下鉄沿線でありながら人口減少が予測される地域が存在しており、これらの地域における将来的な都市機能の低下が懸念されます。</p>	字句修正		

修正 ページ	修正後	修正前	備考		
15	<p>なお、複合型高度利用市街地のうち、今後人口減少が予測される地域については、建物用途の多様性を高め、居住地としての魅力の向上を図るため、周辺の土地利用の現況や動向を踏まえつつ、用途地域を住居系の種類の中で変更することによる建物用途制限の緩和を検討します。</p>	<p>なお、複合型高度利用市街地のうち、今後人口減少が予測される地域については、建物用途の多様性を高め、居住地としての魅力の向上を図るため、周辺の土地利用の現況や動向を踏まえつつ、用途地域を住居系の種類の中で緩和することを検討します。</p>	パブコメ No.7	<p>意見の概要</p> <p>「用途地域を住居系の種類の中で緩和する」とは、具体的にどのような変更を考えているのかが分かりづらい。 (ほか類似意見1件)</p>	<p>市の考え方</p> <p>ご意見を踏まえ、15ページの記述を一部変更しました。</p>
18	<p>一 郊外住宅地における地域の課題に対応した土地利用のイメージ</p>	<p>(記載なし)</p>	パブコメ No.10	<p>意見の概要</p> <p>挿絵が、何をイメージしたものが分からない。</p>	<p>市の考え方</p> <p>18ページに掲載している挿絵は、14ページに記載している、郊外住宅地の各地域が抱える課題への対応をイメージしたものです。 ご意見を踏まえ、挿絵に見出しを追加しました。</p>
30	<p>なお、商業地域又は近隣商業地域の後背は、基本的に住居系用途地域を指定していますが、地域交流拠点の機能向上に向けて徒歩圏における建物用途の多様性を高めるため、周辺の土地利用の現況や動向等を踏まえつつ、用途地域を住居系の種類の中で変更することによる建物用途制限の緩和を検討します。</p>	<p>なお、商業地域又は近隣商業地域の後背は、基本的に住居系用途地域を指定していますが、地域交流拠点の機能向上に向けて徒歩圏における建物用途の多様性を高めるため、周辺の土地利用の現況や動向等を踏まえつつ、用途地域を住居系の種類の中で緩和することを検討します。</p>	パブコメ No.17	<p>意見の概要</p> <p>「用途地域を住居系の種類の中で緩和する」とは、具体的にどのような変更を考えているのかが分かりづらい。</p>	<p>市の考え方</p> <p>ご意見を踏まえ、30ページの記述を一部変更しました。</p>
35	<p>イ 土地利用動向への適切な対応</p> <p>一方、土地利用の転換が進んでいない地区については、工業適地としての環境を維持・保全するため、特別用途地区の指定により工業系用途以外の用途の制限を強化することなどを検討します。</p>	<p>イ 土地利用転換の動向への適切な対応</p> <p>一方、特別用途地区を指定している地区などうち、土地利用の転換が進んでおらず、工業適地としての環境を維持すべき地区については、特別用途地区を見直すなど、工業系用途以外の用途の制限等を強化することを検討します。</p>	字句修正		